

「京都水族館(仮称)整備構想」へのご懸念(市民意見からの抜粋・要旨)

に対する基本的な考え方

1. 環境

(1) 環境負荷

<京都市>

ご意見	基本的な考え方
①京都議定書が締結された都市, 環境モデル候補都市として大規模水族館は相応しくないのではないか。	<p>* 水族館に限らず, 様々な事業活動に伴い CO2 が排出されることは避けることができませんが, 地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる本市としては, 施設の特性に応じて, CO2 の排出量をいかに最小限に抑えていくかが重要だと考えております。</p> <p>事業者の説明によれば, ECO 方式ろ過設備や海水再生システムの導入による排水量と海水輸送量の削減, 自然エネルギーを活用した施設づくりなど, 環境負荷の低減に努められていますが, 建設を認めることとなった場合には, 本市と致しましても CO2 の排出量削減の努力を求めてまいります。</p>

(2) 緑・自然

ご意見	基本的な考え方
①水族館が建設されると, 公園の緑が失われる。梅小路公園のゆったりした豊かな自然とふれあいの場・市民の憩いの場が損なわれないようにしてほしい。	<p>* 水族館の整備提案箇所の大部分は京神倉庫跡地であり, 梅小路公園の開園部分ではありません。また, 提案箇所の南側の一部が公園部分にかかっていますが, 当該箇所については, オープンスペースとしての整備が提案されています。建設を認めることとなった場合には, 本市としても, 提案箇所において可能な限り緑が確保され, 既存の公園施設と調和して, これまで築いてきた梅小路公園の魅力が一層増進するよう, 公園管理者として必要な条件を附していきたいと考えています。</p>

2. 周辺への影響

(1) 交通渋滞・交通安全

(2) 交通アクセス

ご意見	基本的な考え方
	<p>* 本市では, 公共交通優先の歩いて楽しいまちづくりを進めており, 建設を認めることとなった場合には, できる限り徒歩や公共交通機関の利用を促してまいります。</p> <p>このため, 事業者や交通局, 関係機関と連携しながら, 京都</p>

	<p>駅からの分かりやすい歩行者ルート確保や、既存バス路線の増便、シャトルバスの運行、パークアンドライドなど必要な対策を講じ、マイカー利用を最小限に抑えることとします。また、事業者に対しては、来園者に徒歩や公共交通機関の利用を呼び掛けていただくよう要請します。</p> <p>ただし、マイカー利用者向けにも一定数の駐車場は確保する必要があると考えており、事業者による入場者数予測も勘案しながら、駐車待ちによる交通渋滞を招くことのないよう、現在の駐車場（約200台）の拡張も含めて、必要最低限の駐車台数を確保してまいります。</p>
--	---

(3) 地域活性化

ご意見	基本的な考え方
①歩道や街灯を整備することでも魅力的な店舗が立ち並び、周辺も活気ある元気なまちになってほしい。	* 本市としても、水族館の開業により、都心部の貴重な憩いの場である梅小路公園が、現在の公園施設、蒸気機関車館とともに、家族連れから若者、お年寄りまで幅広い層の市民の皆様により親しまれ、楽しんで頂ける大きな交流拠点となり、周辺地域の活性化につながることを期待しています。

(4) その他（騒音、におい、ゴミ）

ご意見	基本的な考え方
①住環境の悪化を心配する。 ②付近周辺の道路を含めて、騒音やゴミの無い清潔なまちづくりを希望する。	* 周辺地域の生活環境が悪化しないよう、また今後も安心して居住して頂けるよう、騒音対策やにおい・ゴミ対策については、提案者に万全を期するよう指導していきたいと考えています。

3. 財政負担

ご意見	基本的な考え方
①財政状況が厳しい中で、市の税金を使うべきではない。	* 水族館の建設及び管理運営は、提案者が独立採算で行うことから、建設・管理運営に関して、京都市の財政負担はありません。また、事業用地として市有地を賃貸しますが、土地使用料は、体験学習機能を有する都市公園法上の社会教育施設であるなどを考慮して、適正な価格を設定します。固定資産税（建物、償却資産）等も負担していただきます。

②経営破綻したときに市民負担とならないか。	* 設置許可を行うこととなった場合には、提案者に対して廃業のときは、建物を撤去して更地にする原状回復義務を課することとします。
-----------------------	---

4. 事業性

ご意見	基本的な考え方
①経営破綻の際の建物撤去の担保を取るべき。	* 前述3「財政負担」②の回答と同じ。

5. 施設

ご意見	基本的な考え方
	(提案者回答)

6. 展示内容・プログラムなど

ご意見	基本的な考え方
	(提案者回答)

7. 立地（京都ないし梅小路公園）

ご意見	基本的な考え方
①広域避難場所としての機能が失われる。	<p>* 梅小路公園は、京都市地域防災計画の中で、安全面積[*]10ヘクタール、収容可能人数50,000人（2㎡/人）の広域避難場所として位置付けられています。水族館の整備提案箇所の大部分を占める京神倉庫跡地は、広域避難場所に含まれておりません。また、提案箇所の南側の一部が公園部分にかかっていますが、当該箇所については、オープンスペースとしての整備が提案されており、広域避難場所としての面積は一切減少することはありません。このため、水族館の建設により広域避難場所としての機能は失いません。</p> <p>今後、水族館が整備されることになった場合は消防局と詳細を協議していきます。</p> <p>※ 安全面積とは、区域の全面積を収容可能面積とせず、一定の余裕を持って定めた面積。梅小路公園開園面積11.7ヘクタールに対し、10ヘクタールが安全面積とされている。なお、2㎡/人は京都市の基準である。</p>

②イベントスペースが無くなる。	* 提案箇所の南側の一部が公園部分にかかっている部分はイベントスペースとして、また、京神倉庫跡地はバックヤードとして利用されています。今後、水族館が整備されることになった場合、これらの場所を活用することができなくなりますので、大規模イベントの開催場所である芝生広場にできるだけ近い場所において代替スペースを確保していきたいと考えています。
③建てるなら近隣に住宅、学校等がなく、大きな駐車場が確保でき、交通渋滞が起きない場所で建設してほしい。	* 駐車場、交通渋滞についての考え方は、2「周辺への影響」(1)(2)回答と同じ。 住宅、学校等への配慮に関しては、来園者の歩行ルート、車両の進入ルート、騒音、臭気など、周辺に著しい影響を生じさせることのないよう事業者に指導してまいります。また、周辺住民等からの苦情等があった場合は、事業者において誠実かつ速やかに対応するよう指導してまいります。

8. その他の施設

ご意見	基本的な考え方
①大切な市有地であり、市民のための有効利用を慎重に検討してほしい。	* この土地は市民の財産である大切な市有地ですが、これまでバックヤード等としてしか利用しておらず、必ずしも有効な利用法ではありませんでした。こうした中、民間事業者による水族館建設の提案がありました。建設・管理運営は提案者の独立採算で行い、市の財政負担はないことから、民間活力を活用した施設整備のリーディングケースになるものです。 このため、設置許可を行うに際し、より慎重を期すために、専門家等からなる京都水族館（仮称）整備構想検討委員会を設置し、公開の場で審議いただくとともに、市民から意見募集も行い、慎重に検討を重ねていただいているところです。 本市としては、本検討委員会からいただくこととなります答申を最大限尊重して、対応を決定してまいります。 なお、土地使用料及び固定資産税については、3「財政負担」①と同じ。